

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度沼津市一般会計補正予算（第 15 回）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度沼津市一般会計補正予算（第 15 回）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

沼津市長 頼 重 秀 一

令和5年度沼津市一般会計補正予算（第15回）

令和5年度沼津市の一般会計補正予算（第15回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,021,930千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
24 自動車取得税交付金		0	6,028	6,028
	1 自動車取得税交付金	0	6,028	6,028
歳入	合計	94,015,902	6,028	94,021,930

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総 務 費		15,123,718	6,028	15,129,746
	1 総 務 管 理 費	4,538,364	6,028	4,544,392
歳 出 合 計		94,015,902	6,028	94,021,930

補正予算に関する説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
24 自動車取得税交付金	0	6,028	6,028
歳入合計	94,015,902	6,028	94,021,930

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国(県)支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	15,123,718	6,028	15,129,746				6,028
歳 出 合 計	94,015,902	6,028	94,021,930				6,028

2 歳 入 (24 款) 自動車取得税交付金
 (1 項) 自動車取得税交付金

(単位 千円)

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車取得税交付金	0	6,028	6,028	1 自動車取得税交付金	6,028	
計	0	6,028	6,028			

歳 入 (24 款) 自動車取得税交付金
 (1 項) 自動車取得税交付金

3 歳 出 (2 款) 総務費
(1 項) 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国(県) 支出金	地方債	その他				
10 財政調整基金費	1,748,362	6,028	1,754,390				6,028	24 積立金	6,028	
計	4,538,364	6,028	4,544,392				6,028			

歳 出 (2 款) 総務費
(1 項) 総務管理費

